

整理番号 139

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和4年 1月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費 ・ 駐車場賃借料 2月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄 無所属県民会議 ③駐車場賃借料.2月分

リテール口座「くらしの通帳」 店番 普通預金口座番号

埼玉りそな銀行 [REDACTED]

普通預金 (兼総合口座) 西尾 啓 様

14			
15	04-01-25	送金	*33,220 カツミカイワツ(カ)
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご相談ください。

12

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

自動送金サービス・口座振替依頼書

自動送金サービス・口座振替のご利用銀行名に○を付けてください。

- 埼玉りそな銀行
 埼玉りそな銀行
 関西西みらい銀行

お申込日 3年11月2日

ご依頼人控

下記の通り、ご利用銀行の指定口座から口座振替により金額を払出し、受取人に送金することを裏面事項を確認の上、依頼いたします。

1. ご依頼人 (お金を送る方)

お名前 (可) 引落口座のお名前

西是 酬 清
048. 456 226
048) 299-5680

お引落口座

科目 1. 普通 2. 当座

引落口座の番号

2. お金を受け取る方

フリガナ かつみかいほつ かつしんがほ

お受取人名 かつみ開発株式会社

ご入金口座 埼玉りそな 銀行 信金 朝霞 支店

科目 1. 普通 2. 当座

引落口座の番号 4510191

引落口座のお名前と異なる名義で送金する場合

フリガナ

3. 送金金額

百万 千 円

733000

月により金額が変わる場合、右に記入してください

	百万	千	円
①			
②			
③			
④			

4. 送金期間

月末送金の場合は、送金日に「31」とご記入ください

開始年月		終了年月		毎月の送金日	送金日が休日の場合
和暦	年	和暦	年	日	
	3		6	5	1. 前営業日 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 翌営業日 <input type="checkbox"/>

*送金の都度、当社所定の自動送金サービス振込手数料をいただきます。

5. 通信種目

1. 電信 (お引落日に先方に入金されます)

〔ご注意〕

- 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
- 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。

3.11.-2

埼玉りそな銀行
朝霞支店

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金 預金	お取り扱い 現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱い
カード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資返済等の口座振替に充当されません。
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて	
個人のお振込み(※1)	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円	
	コミュニケーション ダイヤル (テレホンバンク)	無料		220円	
	自動 音声 オペレーター	無料		440円	
ATM	カード(※1)	個人	無料	110円	440円
	法人個人 事業主(※4)		110円	220円	440円
	現金	すべての お客さま	330円	330円	660円
戻金(※2)			550円	880円	
自動送金サービス		220円	330円	660円	
法人個人事業者向け ビジネスダイレクト EBIMT/FD		無料	330円	660円	
振込・送金組戻手数料			880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込に応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行
RESONA

2019年10月1日現在

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	[REDACTED]
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市 田島 2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

整理番号	19
------	----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和4年1月26日	支出額	149,468 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所家賃・2月分 (事務所15000、駐車場10000、共益費3000、 消費税増税分3000+75(振込料)×90%=149468)		

領収書等貼付欄	無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部
----------------	--------------------

事務所家賃
 振込先 (株)横田ハウジング
 武蔵野銀行 深谷支店 70216946
 振込人名義 エハラクミコ

振込日	2022/01/26
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円

※ 領収書 うな記事 ※ 按分し	手数料 75 円	されたか分かるよ 補記すること)。
------------------------	-------------	----------------------

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室
 所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号
 賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング
 賃借人 (乙) 江原 久美子
 連帯保証人 (丙)
 敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月
 新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄
 新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円
 駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円
 賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと
 期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏 名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住 所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏 名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住 所 [REDACTED] 連絡先TEL [REDACTED]

氏 名 [REDACTED] 実印

※賃料振込先※
 口座番号 [REDACTED] 名義 [REDACTED]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000 円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000 円 (税込)

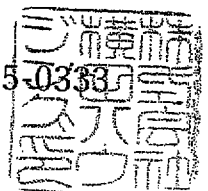
・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま
す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株) 横田ハウジング 048-575-0353



整理番号 jms-85-1


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和4年1月27日 / 令和4年2月28日 令和4年3月28日
支出額	269,280 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 按分率85% 79,200円×0.85=67,320 67,320円×4ヶ月=269,280)
使途	1/27日、2ヶ月分引落とされました。 事務所賃借料(1、2、3、4月分)
支出先	リゾン

上記のとおり支出しました。

支出者名 井上航 

[普通] 建物賃貸借契約書 (事業用)

貸与人 [] (以下、「甲」といいます。) と賃借人 井上 航 (以下、「乙」といいます。) は、【印欄】記載の宅地建物取引業者の媒介により、下記【標記】Aに記載する賃貸借の目的物件 (以下、「本物件」といいます。) について、裏面に記載する建物賃貸借契約約款の内容を十分に理解し、賃貸借契約を締結します。その証として本契約書2通を作成し、甲および乙は、それぞれ署名または記名・押印のうえ、各1通を保有します。

【標記】

A 本物件の表示

名 所	アントワープ		号 室	401号		
所在地 (住居表示)	〒351-0112 埼玉県和光市山台一丁目10番18号		構 造	鉄筋コンクリート造 地上6階	専有面積	26.7
駐車場番号①	車種/ナンバー	/	駐車場番号②	車種/ナンバー	/	
駐車場番号③	車種/ナンバー	/	駐車場番号④	車種/ナンバー	/	
バイク置場番号	車種/ナンバー	/	自転車置場番号	防犯登録番号	/	

B 賃貸借契約条件

事業目的・内容	事務所		
契約期間	2021年9月25日から2023年9月24日まで (2年間)		更新書類の有無 (有)
1ヶ月未満の 賃料計算	入居時：日割計算 (老円未満切捨)	退去時：日割計算 (老円未満切捨)	日割計算の場合の1ヶ月の日数は、 日数で計算。
更新料 (貸室・駐車場)	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月相当額分+消費税
①賃借人による 解約予告期限	解約の6か月前までに申し入れること	②予告期間に満たない 申し入れによる解約の場合	申し入れから6か月分相当額を支払う

C 賃料・賃料以外に授受される金銭の額 ※課税項目の場合は、税込となります。

【月額費用】			【契約一時金】		
項 目	金額 (税込)	うち消費税	項 目	金額 (税込)	うち消費税
賃 料	68,200 円	6,200 円	敷金・保証金	124,000 円	0 円
共 益 費	11,000 円	1,000 円			

D 支払いに関する事項

支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 振込み	支払期日	翌月分を毎月 27 日まで
振込先口座	<金融機関名> [] <賃料等受取人名義> []	<支店名・支所名> [] <預金種別> []	<口座番号> []

E 鍵に関する事項

1	メーカー名	鍵番号	本数	2	メーカー名	鍵番号	本数
	[]	[]	[]		[]	[]	[]

2021年 9月 24日

賃貸人 (甲) 住 所

氏 名

賃借人 (乙) 住 所

氏 名

TEL

井上 航

連帯保証人 (丙) 住 所

氏 名

TEL

※極度額：初回契約賃料および共益費の24ヶ月分

仲介人

住 所

免許番号

氏 名

T E L

埼玉県和光市丸山台1-10-4 F'sBOX 2F

国土交通大臣(5)第5667号

株式会社リゾン 和光支店

代表取締役 橋本 太樹

048-469-5211

取 引 士

登録番号

氏 名

ino-86-2

0000041-00072462

駐車場(自動車保管場所)契約書

更新

締結日 2021年 8月 20日

名称	F'SBOX駐車場	区割	
所在地	〒 351-0112 埼玉県和光市丸山台1-10-4		
賃料	16,500 円 (内消費税相当額 1,500 円)		
契約期間	2021年 10月 31日 から 2022年 10月 30日迄の 1年 0ヶ月		
賃料振込先			
特約	無		

貸主 (甲)	住所		
	氏名		電話

借主 (乙)	ふりがな	井上 航		電話番号	
	氏名	井上 航		固定	
	住所				
	勤務先名	埼玉県議会	勤務先電話	048-824-2111	
	勤務先住所	埼玉県和光市浦和区高砂3丁目15番1号			
	メーカー	ホンダ	車種	フィット	登録No.
緊急連絡先 (同一世帯以外の親族)	ふりがな			電話番号	
	氏名			続柄	
	住所				

仲介人 (管理会社兼 甲の代理人)	免許番号	国土交通大臣(5)第5667号			
	所在地	埼玉県和光市丸山台1-10-4	電話	048-469-5211	
	名称	株式会社リソ 和光支店			
	代表者	橋本 巖			
	取引士		登録番号		

整理番号 439

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(該当する経費の番号を○で囲む)

支出年月日	4年1月27日	支出額	5000 x 0.9 4,500 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 政務活動用車両駐車場代金

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番 □座番号
 [Redacted]
 無所属県民会議 白岡支部様
 埼玉りそな銀行 普通預金通帳
 [Redacted]



年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額	差
1	繰越			
2	[Redacted]			
3	[Redacted]			
4	[Redacted]			
5	[Redacted]			
6	[Redacted]			
7	[Redacted]			
8	[Redacted]			
9	[Redacted]			
10	[Redacted]			
04-01-27	振替	*5,000	SMBC(かりたけ)	

(別紙には整理番号(捺印)を付すこと。)
 ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〇 政務活動用車両駐車場代金
 〇 18-921白岡全体管理組合

駐 車 契 約 書

パークシティ白岡全体管理規約（以下「規約」という。）第14条にもとづき、パークシティ白岡の区分所有者共同の利益のために管理者パークシティ白岡全体管理組合（以下「甲」という。）は、岡重夫（以下「乙」という。）と後記表示駐車場棟（以下「駐車場」という。）の利用を目的とする駐車契約を締結する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

2019年6月21日

甲 埼玉県白岡市小久喜675番地の1
パークシティ白岡全体管理組合

理事長 **八木 孝治**

駐車場番号

番

サイズ (A ・ B ・ C ・ D ・ 軽)

乙住所 埼玉県白岡市小久喜675-1
パークシティ白岡B306
(A・B・C)棟 306号室区分所有者

氏名

岡 重夫

印

車 名 トヨタ プロセスα

車両登録番号

第1条 甲はその管理にかかる駐車場の上記指定位置に、乙の上記自動車を駐車させる。但し、指定位置に駐車可能なサイズ（付属物等を含む）は、次の数字以下とする。

サイズ	車高 (mm)	車幅 (mm)	全長 (mm)
A	2,100	1,700	5,000
B	2,100	1,700	4,800
C	2,100	1,700	4,670
D	2,100	1,800	5,000
軽	2,100	1,700	4,200

第2条 前条の駐車料金（以下「駐車場使用料」という。）は自動車1台分月額金 5,000 円也とする。

2. 乙は本契約締結と同時に前項の駐車場使用料は、パークシティ白岡棟別管理規約第68条に従い、甲または甲の指定する者に支払うものとする。但し、1ヶ月未満の駐車場使用料は日割計算による。

3. 駐車場施設の改善、または租税公課の増徴、物価の騰貴等により第1項の駐車場使用料が不相当なときは、甲は契約期間中であっても乙に対して規約第53条にもとづき、駐車場使用料を改することができる。

第3条 乙は駐車場を乙の上記自動車の駐車のみで使用し、それ以外の用途に供しない。

2. 乙は別に定めるパークシティ白岡全体使用細則ならびに甲の指示を誠実に遵守するものとする。

第4条 乙は駐車に関する乙の権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

2. 乙は、乙の所有する住宅部分を譲渡または貸与する相手方が同居する家族であるときは、規約第14条にもとづき駐車場を甲と新たに駐車契約することにより使用することができる。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

第7条 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第8条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第9条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第10条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第11条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに応ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第12条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第13条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~ 月 日 日から 2020年12月31日 日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2~~ 月 日前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この場合、解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第14条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号	440
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	4年1月27日	支出額	5,330 × 0.9 4797 円
使途	政務活動用車両 駐車場代金 (字代支部) ※ 政務活動費を充当した金額を記載		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
79103	04-01-27	15:35
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥0
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		

※ 領収書は重ね
※ 領収書を貼る
(別紙には整)

振込金額	取書案内	電信
お受取人	[Redacted]	
おカツケ名様	[Redacted]	
電話番号	0480935671	
取扱番号	270001	
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →		

※ [Redacted]
政務活動用車両
駐車場代金
(字代支部)

印紙税申告納付につき清和
税務署承認済

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 岡重夫 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が所有する駐車場の指定する区画 (以下、「本件駐車場」という。)を、乙所有の自動車の駐車場として本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

(1)駐車場の表示 所在地:南埼玉郡宮代町宮代2丁目100-1 (月極駐車場No.2)

区画番号: [REDACTED] 番

(2)乙所有の自動車 車種: スズキ スズキ トヨタ アルファード トヨタ プリウス

登録番号: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(賃料)

第2条 賃料は、1台当たり月額5,000円 (消費税含む)とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振り込み手数料については乙の負担とする。

【振込先口座】 [REDACTED] 普通預金 No. [REDACTED]

【口座名義人】 [REDACTED]

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和 4年 2月 / 日から1年間とする。ただし、期間満了の際、甲乙の間に異議がない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第4条 乙は、本件駐車場を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(通知義務)

第5条 乙は、第1条に記載した自動車を変更するときは、甲に書面等により通知しなければならない。

(賠償責任)

第6条 乙又は乙の関係人の故意または過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動

車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故。火災・天災等による事故被害に対しては、甲は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めると当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 第4条に規定する禁止事項に違反したとき

(解約)

第9条 甲および乙は、契約期間中において、相手方に対し2か月前までに解約の通知をし、本契約を解約することができる。ただし、乙は、解約の通知に代えて2か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(定めのない事項)

第10条 全各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 / 月 27 日

住所
賃貸人(甲)

氏名
連絡先

住所
賃借人(乙)

氏名

連絡先

[Redacted]

[Redacted]

南埼玉郡宮代町宮代3-5-17-102

岡重夫

[Redacted]

担当

[Redacted]

整理番号	101
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年 1月27日他	支出額	202,411円
使 途	事務所家賃(2月3月4月分として) [224,901×90%=202,411] (有)シゲノ		

領収書等貼付欄

振込手数料 990円

領収書(振込利用明細書)

2月 3月 4月分。

別紙に添付して可。

補記: 地元での要望や情報収集など
業務も含み、政務活動において必要な
拠点として事務所を賃貸契約して可。

⑤ 平松大佑

ご利用明細票

本日はご利用いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
040127	028	040166		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥74,967		
お取引時刻	お取引後残高			
14:27	おつり ¥33			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 04-01-27 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330				
0127012	印紙税申告納 付につき大宮 税務署承認済			

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行

1月27日 振込
2月分 74,637円
手数料 330円

ご利用明細票

本日はご利用いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
040222	028	040030		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥74,967		
お取引時刻	お取引後残高			
11:18	おつり ¥33			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 04-02-22 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330				
0222006	印紙税申告納 付につき大宮 税務署承認済			

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行

2月22日 振込
3月分 74,637円
手数料 330円

ご利用明細票

本日はご利用いただきありがとうございます。

年月日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
040322	068	010003		
種別	店舗番号	口座番号		
09		現金扱		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お振込		¥74,967		
お取引時刻	お取引後残高			
11:12	おつり ¥33			
武蔵野銀行 新座南支店 普通口座番号 1045342 受取人 1.シゲノ様 依頼人 ヒラマツタ イスケジ ムシヨ 様 振込日 04-03-22 振込金額 ¥74,637 振込手数料 ¥330				
0322010	印紙税申告納 付につき大宮 税務署承認済			

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行

員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

3月22日 振込
4月分 74,637円
手数料 330円



かみ

更新合意契約書 (1)

有限会社 シゲノ (以下「甲」という)と 平松 大佑 (以下「乙」という)との間に締結した物件表示の賃貸借契約書(以下「原契約」という)に関し、次の通り更新合意書を締結する。

物件詳細	物件名	野島マンション			103	号室
	所在地	〒 352-0034	埼玉県新座市野寺2-8-48			
	貸主	有限会社 シゲノ	TEL	042-479-6414		
	構造	RC	3	階建		

第一条 原契約に基づく月額賃料を 令和 3 年 5 月 1 日 から以下の通り変更する。

契約期間					
開始日	令和	3 年	5 月	1 日	～
満了日	令和	5 年	4 月	30 日	まで

月額賃料	家賃	54,500	円	町内会		円
	消費税	5,450	円	その他		円
	駐車場	14,687	円	その他		円
	水道料		円	合計	74,637	円

第2条 入居者は原契約とおりにする。

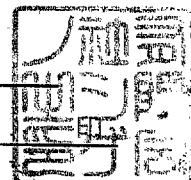
第3条 本合意書に定めのない事項は、原契約とおりにする。

第4条 更新料は新賃料の一ヶ月分とする。

以上、この合意書を証するため本書3通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保管する。

令和 3 年 4 月 15 日 記入

甲 住所 埼玉県新座市野寺2-8-48
 氏名 有限会社 シゲノ



乙 住所 [Redacted]
 氏名 平松大佑
 TEL [Redacted]



仲介人 〒203-0014 東京都東久留米市東本町13-14
 みなみかぜ
 東京都知事(1)第101223号
 TEL 042-420-4622 FAX 042-420-4623



整理番号 232

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	<u>4</u> 年/ <u>1</u> 月/ <u>27</u> 日	支出額	<u>14,400</u> 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	<u>馬車場代(事務所用)</u>		

領収書等貼付欄

領収証 無所属県民会議 久喜支部
埼玉県議会議員 石川忠義様 No. _____

金額									
			<u>4</u>	<u>7</u>	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

但 R4. 2月分、駐車代2台分
R4年 1月 27日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額(%)	



16,000 × 0.9 = 14,400.
政務活動費に使用可能な割合は 9/10 であり、

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

174-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 2022年 1月27日	支出額 12,000 円
使 途 駐車料金(2月分) 株式会社東急コミュニティー	[15,000×80%=12,000]

領収書等貼付欄

・政務活動車両用
 ・自宅マンションに自家用車両
 と政務活動車両の2台分
 駐車場を借りています。
 区分所有者ではないと、
 マンション駐車場を
 借りられないため、
 契約者は実父 []
 となっています。

⑤ 金野桃子

No. _____

自動車駐車契約書

_____(以下「甲」という。)と_____(以下「乙」という。)とは、_____
 _____(以下「登録自動車」という。)を駐車するため、_____
 _____(以下「運営細則」という。)に則り次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(登録自動車並びに駐車区画)

甲が駐車する登録自動車並びに駐車区画は次のとおりとする。

車 名 トヨタカローラスポーツ
 車両登録番号 _____
 車両所有者名 桃子
 車両使用者名 桃子
 駐車区画 _____

また、登録自動車は、別途定めた規格に適合したもののみとし、甲は、それを証する書類を、契約締結時に乙に提示するものとする。登録自動車変更時も同様とする。

2. 甲は、登録自動車を変更しようとする場合は、事前に乙にその旨を申し入れ、乙の承認を得なければならない。車体検査、修理等のため一時他の車を駐車させる場合も同様とする。
3. 登録自動車の駐車について乙が甲に駐車区画を指定した場合、甲はその区画以外の場所には駐車してはならない。
4. 登録自動車については、申込制限内(全長・全幅・全高・総重量)で甲が使用する区画に収容可能なものとする。

第2条(契約の期間)

契約期間 2020年2月10日から2020年8月31日までとする。ただし、乙が期間満了の1ヵ月前までに甲に対して更新拒絶の通知をしない場合は、更に1ヵ年間同一条件をもって契約は更新され、以後この例による。

第3条(駐車場使用料)

甲は、駐車場使用料として毎月下記のとおり乙に支払うものとする。

- (1) 駐車場使用料 月額 15,000 円
尚、契約期間が1ヵ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。
- (2) 支払い期日 翌月分を当月27日まで
当日が休日に当たるときはその翌日までとする。
- (3) 支払い方法 管理費と一括払い

第4条(使用料の変更)

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により使用料が不相応になったときは契約期間中といえども、_____
 _____管理規約の手続きを経た後、駐車場使用料を変更することができる。

第5条(甲の賠償義務)

甲又はその家族、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係する者が故意又は過失により、本駐車場若しくはその施設又は本駐車場に駐車中の他の自動車若しくはその付属品に損害を与えた時は、甲が自己の責任と負担において、その損害を相手方に対し賠償しなければならない。

第6条 (乙の免責)

1. 乙は、天災、地変、火災、水害（台風又は豪雨による浸水その他の損害を含む。）、盗難その他乙の責に帰すべからざる事由により甲の自動車、その他の物品につき甚つた損害の責めを負わないものとする。管理者（建物の区分所有等に関する法律第25条に定める管理者をいう。）についても、同様とする。
2. 甲は、前項に掲げる事由により自動車に損害を受けるおそれがあるときは、その責任と負担において自動車を安全な場所へ移動させる等の措置を講じるものとする。

第7条 (権利処分の禁止)

契約者は理由の如何を問わず本駐車場を第三者に使用させ（但し、管理規約第15条第4項の場合を除く。）又は本駐車場を使用する権利を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

2. 運営細則第4条に基づく使用希望者は、その登録順位を第三者に譲渡する等の処分を一切してはならない。

第8条 (禁止行為)

甲は、下記の行為をしてはならない。

- (1) 本契約の目的以外に本駐車場を利用すること。
- (2) カーポート、その他の構築物を設置すること。
- (3) 本駐車場に引火物、その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 本駐車場に車の修理器具、スペアタイヤ、ガソリン缶等の物品を置くこと。
- (5) 運営細則第13条に定めた遵守事項を、忠実に実行すること。

第9条 (解約)

本契約期間中といえども、甲又は乙は書面による1ヵ月前の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、予告期間の満了と同時に本契約は終了する。ただし、甲はこの予告期間にかえ、1ヵ月分の駐車場使用料相当額を乙に支払い、即時解約することができるものとする。

第10条 (使用権の消滅)

甲が下記各号の一に該当する場合は、乙は甲に対して何等の通知催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 駐車場使用料を所定どおり支払わなかったとき。
- (2) その他本契約の各条項に違反したとき。

第11条 (契約の終了)

契約の解除又は解約により契約が終了した場合は、甲は無条件にて車両を直ちに駐車場外に搬出し、乙より貸与された操作鍵を速やかに乙に返却しなければならない。

第12条 (定めなき事項)

本契約に定めなき事項については、甲乙誠意をもって協議の上処理するものとする。
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通宛保有する。

2020年2月8日

甲 (借主)

乙 (貸主)

理事長

芳室

整理番号 187

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2022年1月28日	支出額	100,899円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	2月分賃料		

領収書等貼付欄

③2月分事務所賃料+振込手数料110円
⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ねて貼
※ 領収書を貼るスペース(別紙には整理番号)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
10403	04-01-28	11:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		佐依認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイトマリツナ
コウノス
普通 1441166
1)アオキハイツ様
登録番号 0002
サミキ マサトシ様

お依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 280001

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

112,110 × 0.9 = 100,899
政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、本契約を締結し、また乙と連帯保証人 XXXXXXXXXX (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建				
面積	専有	49.68 m ² (約 15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)				
物件の所有者	(住所)	XXXXXXXXXX				
	(氏名)	XXXXXXXXXX				
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃料	月額 110,000 円(うち消費税 10,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 100,000 円		
	管理費	月額 0 円(うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共益費	月額 0 円(うち消費税 0 円)				
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	礼金			
	付属施設料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権利金			
	水道料	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分		
	保険料	総額 17,000 円(うち消費税 円)		新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	保証金	0 円 (3.3m ² 当たり)	更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)		
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保証料	円	
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円)		
		・その他		(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)		
	契約期間	令和3年05月18日 から 令和5年05月17日迄の 2年 0ヵ月 0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先	XXXXXXXXXX			振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 112,000 円	
	口座名義人	XXXXXXXXXX				
翌月分を毎月 末 日迄に甲指定口座へ振込 (振込手数料は乙の負担とする。)						

整理番号	146
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--------------------------	---

支出年月日	令和4年1月28日	支出額	85,318 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃料 (令和4年1月分)
-----	-----------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント

口座名義 八子朋弘

94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 443

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>4年 1月 28日</p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">57,800 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 68,000 × 0.85)</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所家賃</p>
<p>支出先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 周 重 邦 印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也 (無利息の約定)

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡 重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3ヵ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

9条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

10条 (特約条項)

- 家賃振込先： [redacted] 宛
- 公共事業等により、カー立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各巻通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [redacted]

氏名 [redacted]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜 1203-1

無所属市民会議白岡支部
氏名 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted] (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1
有限会社 田口住宅

代表取締役 吉岡由隆
TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1335
氏名 [redacted] (印)

取引主任者 登録番号 [redacted] (印)

整理番号 240

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年1月28日	支出額	65,394 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所賃借料
----	--------

領収書等貼付欄			
摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
04-31-23 送金	*72,660		
①R4.1.28			
③事務所賃借料			
⑤石川 忠義			
$72,660 (\text{¥}72,000 \text{ 家賃} + \text{¥}660 \text{ 手数料}) \times 0.9 = 65,394$			
政務活動に使用可能な割合が 9/10 であるため			

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

支出先名: [Redacted]

整理番号 176-1

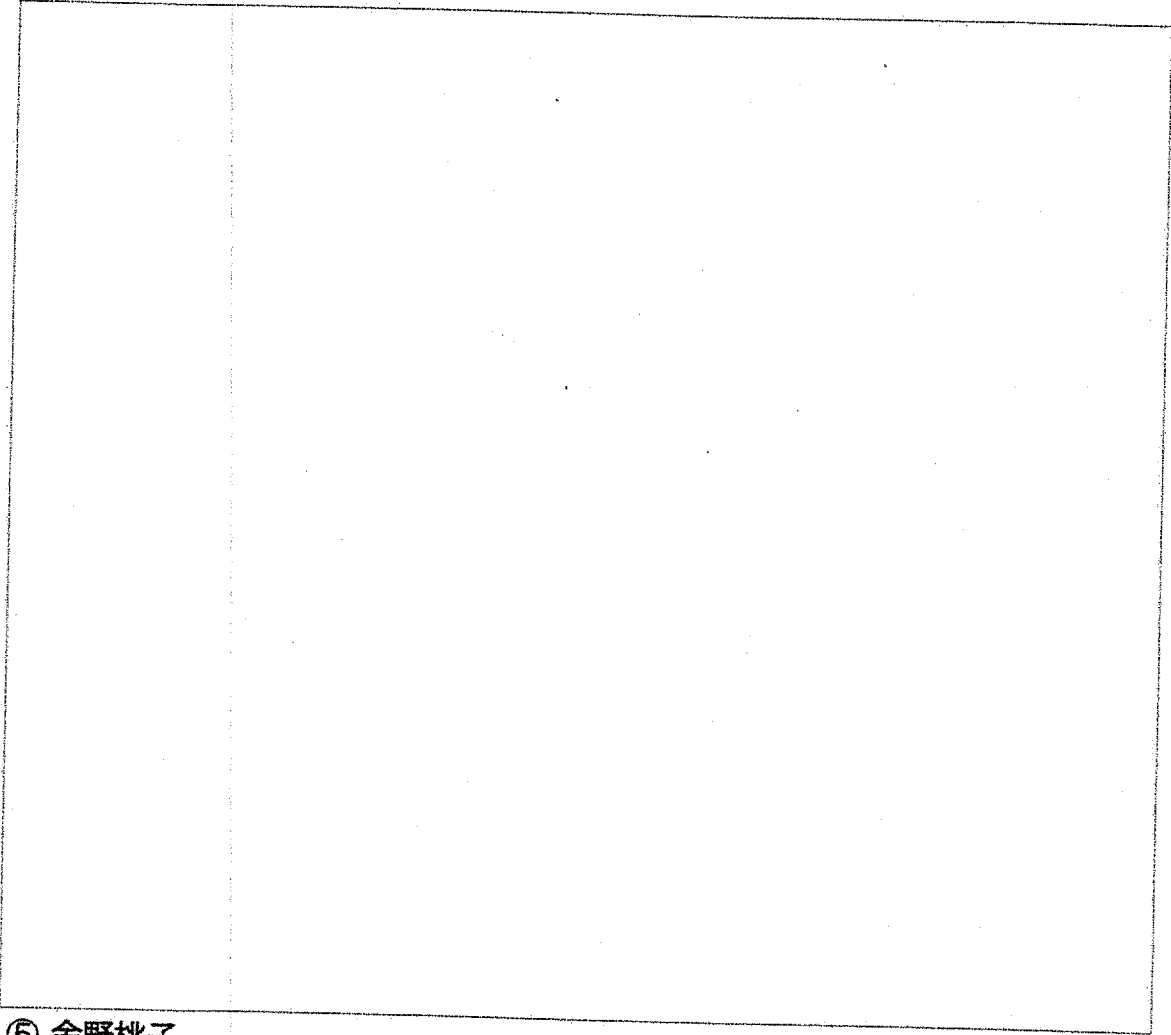
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	2022年 1月28日	支出額	46,937 円
使 途	事務所賃貸(2月分) オルテ地所開発株式会社		$[55,220 \times 85\% = 46,937]$ $50,000 + 5,000 + 220 = 55,220$ (税込) (手数料)

領収書等貼付欄

別紙参照



⑤ 金野桃子

覚書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) と借主 金野桃子 (以下「乙」という) は、下記物件に付き、下記条項を合意したので覚書とする。

甲と乙は本覚書を2通作成し、それぞれ署名・捺印し各自保管するものとする。

記

1. 甲と乙は、下記物件の月額賃料を2019年10月分(2019年9月末日までに支払い分)より50,000円(別途消費税)に変更することを承諾する。
2. 甲と乙は、本覚書に記載なき事項は、原契約に定めるところによることを確認する。

【物件概要】 所在地 埼玉県戸田市本町1-21-8
 名称 パークハイツ熊木
 号室 1階(事務所)

以上

2019年9月30日

貸主 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主 住所 戸田市本町1-21-8-1A

氏名 金野桃子

整理番号 11-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年1月31日	支出額	74,196 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所賃借料 R4. 2月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

③ 事務所賃借料 R4. 2月分

$(82,000 + 440) \times 90\% = 74,196$ 円

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため90%の按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40475	04-01-31	11:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥82,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円)		

お振込明細またはご案内

お受取人
ミツビツユー・イフク・イー
ヒカツマツヤマ
普通 0272630
イセト- (カ様
登録番号 0010
マツサカ ヨシヒロ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 400568

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主: [Redacted] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1)	名 称	烏海店舗 北 1 階	
賃貸借の目的物の表示等	所在地	(登記簿) 東松山市箭弓町3丁目3-13	
	種 類	店舗	家屋番号
用途	構造	木造	階数
	面積	専有 ㎡ (約) 12.00坪 バルコニー ㎡ (約) [Redacted]坪	その他使用可能な面積 (約) ㎡ (坪)
物件の所有者	(住所)	[Redacted]	
	(氏名)	[Redacted]	
使用目的	店舗		
賃 料	月額	80,000 円(うち消費税 0 円)	敷 金 (賃料の 3 ヶ月分) 240,000 円
	管理費	月額 2,000 円(うち消費税 0 円)	(更新時増み増し金) 円
共 益 費	月額	0 円(うち消費税 0 円)	礼 金 円
	駐車料	月額 0 円(うち消費税 0 円)	権 利 金 円
付原施設料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	更 新 料 円
	維持費	月額 0 円(うち消費税 0 円)	更新手数料 (総額) 11,000 円 (うち消費税) 1,000 円
保 險 料	月額	0 円(うち消費税 0 円)	保 証 料 円
	保証金 (3.3ヶ月当り)	0 円	預かり済み
敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		
	・建物明渡し時に (総額) 円 (うち消費税) 円 (絶対)		
保証金の償却	・契約更新時までに (総額) 円 (うち消費税) 円 (絶対)		
	・借主は、更新時から10日以内に補填しなければならない。		
契約期間	2024年09月01日 から 2025年09月30日 迄の 3年 0ヵ月 0日間		
借主の解約権	借主は、借主が解約した日から 3 ヶ月の経過をもって発生する。		
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付原施設料の支払方法並びに支払期限	特約事項	(住所) [Redacted]	
	特参加 持参先 (氏名)	[Redacted]	
印	振込先	[Redacted]	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする) 82,000 円
	口座引落 委託人	[Redacted]	
翌月分を毎月 28 日迄に前払(翌月分前払)。	借主は、振込の場合は、日までに入金確認できるものとする。		

頭書(3)	付原施設	No.	No.
	与える	No.	No.
	貸す	No.	No.
	その他	No.	No.
線の引渡し並びに物件の引渡し日			
ポストボックス			
・本賃貸契約期間満了に際して、更新する時、借主は新賃料の1ヶ月分の更新料を支払う。			
頭書(4)	特約事項		

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
令和 5 年 8 月 30 日

住 所	〒 355-0028 埼玉県東松山市箭弓町1丁目13番15号	借 主 ・ 乙	〒 355-0044 埼玉県東松山市大宮正代1179
電 話 番 号	0493-21-1000	借 主 ・ 甲	[Redacted]
氏 名	イセト一株式会社 代表取締役 中村ツタ子	借 主 ・ 丙	松坂 喜浩
乙の連帯保証人	[Redacted]		
(住所)	[Redacted]	(住所)	[Redacted]
(氏名)	[Redacted]	(氏名)	[Redacted]
(乙との関係)	[Redacted]	(乙との関係)	[Redacted]
(電話番号)	[Redacted]	(電話番号)	[Redacted]
(勤務先)	[Redacted]	(勤務先)	[Redacted]
(月額額)	[Redacted]	(月額額)	[Redacted]
(緊急時の連絡先)	[Redacted]	(緊急時の連絡先)	[Redacted]
(氏名)	[Redacted]	(氏名)	[Redacted]
(電話番号)	[Redacted]	(電話番号)	[Redacted]

免許番号	埼玉県知事 (1) 第23789号	免許番号	主たる事務所 商 号 代表者
主たる事務所	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	主たる事務所	主たる事務所 商 号 代表者
商 号	イセト一株式会社	主たる事務所	主たる事務所 商 号 代表者
代表者	中村 ツタ子	主たる事務所	主たる事務所 商 号 代表者
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[Redacted]	登録番号	[Redacted]
氏 名	[Redacted]	氏 名	[Redacted]
事務所	イセト一株式会社	事務所	イセト一株式会社
所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階	所在地	埼玉県東松山市箭弓町1-13-15 さくらビル1階
電 話	0493-21-1000	電 話	0493-21-1000

整理番号 127

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年1月31日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場料 R4. 2月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R4. 2月分 (事務所員用)
契約自動更新

8,000円×2台分=16,000円

16,000円×90%=14,400円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
をお持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40475	04-01-31	11:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引明細書内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		
C 認証		
お取引明細書は、お電話		
登録番号 0007		
マツサカ ヨシヒロ様		
電話番号		印紙税申告納
取扱番号	310003	付につき浦和
事務費承認済		

*印紙税を別紙に貼付し、領収書に添付してご送付ください。

第1章
3万円以上
(借主保護
用紙付)
200円保証

駐車場(自動車保管場所)契約書

特約条項
[Redacted]

所在地 埼玉県東松山市第3町3-4-1

名称 塚田駐車場

内第 [Redacted] 号

車種 プレートナンバー

(うち消費税 円也)

賃料 賃ヶ月 金 ¥ 8,000- 円也

金 円也(無利息の約定)

本証をもって預り証とする。 別紙預り証を発行する。

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各巻通を所持する。

第1条 賃貸借の期間は平成30年1月1日より平成30年12月31日迄の向う1ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。 借物の出入りがないうちは自動的に契約更新を認む。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲方に持参し支払うこと、万一滞りたりとも滞りせずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

平成29年12月28日

貸主(甲) 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

借主(乙) 住所 東松山市正代1179 氏名 松坂喜造

仲介人 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

取引主任者 住所 [Redacted] 氏名 [Redacted]

登録番号

整理番号 13-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年1月31日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R4. 2月分		

領収書等貼付欄

無所属県民会議東松山支部

駐車場料 R4. 2月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
40475	04-01-31	11:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥11,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印 認 証
お振込明細またはご案内		電信
お受取人	サイトマリツナ ヒカ ヲマツヤマ 普通 4502906 カ) サツアイト ヲサン様 登録番号 0003 マツガカ ヲツヒロ様	
ご依頼人	電話番号	取扱番号
		310025

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 [] (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場 の表示	所在地	No.
館弓町第一駐車場	東松山市前弓町1丁目5251-1	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払方法

1. 口座振替
2. 振込み

金融機関: []
口座番号: []
口座名義人: []
TEL: []

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産 所在地 東松山市前弓町一丁目11番4号 TEL. 0493-22-8118

賃貸住宅管理業者登録制度登録番号 [] 号
 (一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号 [] 号
 ※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者

氏名	[]
住所	[]

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 [] 住所 [] 極度額 [] 円
-------	-------------------------------

頭書(7) 更新に関する事項
更新時、乙は事務手数料として新賃料の1/2(消費税別)を甲へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 住所 [] 商号 [] TEL []
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 [] 住所 [] TEL []
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松坂喜浩 住所 東松山市大宮正代1179 TEL 0493-34-3704
丙 連帯保証人	氏名 [] 住所 [] TEL []
宅地建物 取引業者	極度額 [] 円 商号(名称) 株式会社三愛不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎 事務所所在地・TEL 東松山市前弓町一丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号
宅地建物 取引士	氏名 [] 登録番号 [] 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市前弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118

※別紙裏印

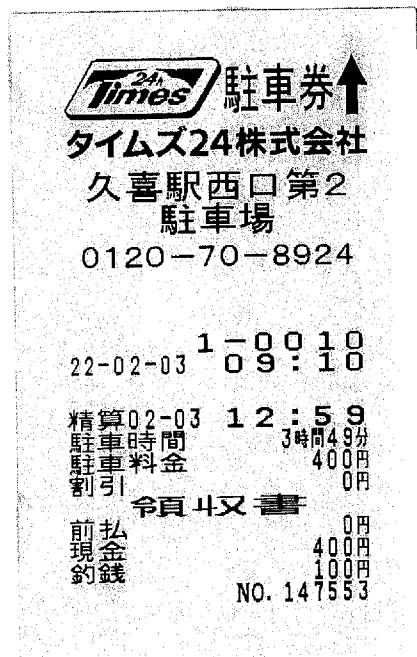
整理番号 253

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月3日	支出額	360 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	馬車料金(事務所用)		

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

しないこと。
 又は足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。

$400 \times 0.9 = 360$
 政務活動費に使用可能な領収書
 9/102ありあり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

180-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2022年2月4日
支出額	11,552 円 (按分した場合の積算方法 $13,590 \times 85\% = 11,552$)
使 途	駐車場料金事務所来客用(2月分)
支 出 先	住友林業レジデンシャル株式会社

上記のとおり支出しました。

支出者名

金野桃子



駐車場使用更新契約書

【賃借人用】

2007001901-P0012

賃貸人を甲とし、賃借人を乙として、甲と乙は本紙条項及び添付書類を承諾のうえ本賃貸借更新契約書を締結する。
この契約の締結の証として契約書 2 通を作成し、当事者署名捺印のうえ、甲、乙が各自 1 通保管する。

■ 賃貸借の目的物件

名称	ビューテラス戸田公園
所在地	埼玉県戸田市上戸田2-46-10

■ 契約条件

契約時支払済	項目	ヶ月	金額	月額費用	項目	金額
		敷金、駐車場	1ヶ月		¥15,000	
契約期間	2021年04月01日 から 2022年03月31日 まで					
更新料	なし			更新事務手数料	なし	
賃料振込口座	ご契約をされた保証会社の指定する方法にてお支払ください。					

■ 駐車対象車両

車種	カラ スポーツ	色	白
登録ナンバー	[REDACTED]		

契約締結日 年 月 日

賃貸人(甲)	氏名	山上 富夫	印鑑不要
	住所	埼玉県戸田市上戸田2-46-10ビューテラス戸田公園203号室	
	電話番号		
賃貸人代理 (甲の代理人)	氏名	住友林業レジデンシャル株式会社 埼玉支店長 海老原 秀幸	[REDACTED]
	住所	さいたま市大宮区桜木町1-9-1三谷ビル5階	
	電話番号	0486485981	
賃借人(乙)	氏名	金野 桃子	[REDACTED]
	住所	戸田市本町1-21-8-1F	
	電話番号	[REDACTED]	
連帯保証人 (丙)	氏名		[REDACTED]
	住所		
	電話番号		
	氏名		[REDACTED]
	住所		
	電話番号		

■ 特約事項

【契約者変更に関する特約】

1. 貸借人につき2020年4月1日より [] から金野桃子へ名義変更する。
2. 旧貸借人である [] が契約締結時に支払った敷金15,000円は金野桃子に譲渡するものとする。
3. 貸借契約上の権利と責任を金野桃子は引継ぐものとする。
4. 本貸借人名義変更を以って、現契約時の連帯保証人の設定がある場合、その責は終了する。
5. 本契約において、解約時は、原状回復費用算出の際、 [] での法人契約において契約していた期間を含むものとし、
契約期間は2008年4月1日を起算とする。
6. 新旧貸借人である金野桃子及び [] は上記事項に同意し署名捺印をするものとする。

2021年4月分駐車場代より、16,500円から13,200円へ変更するものとする。

駐車場

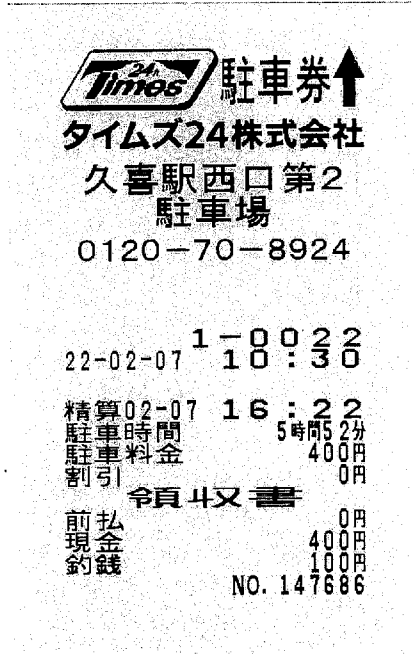
整理番号 255

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年 月 7日	支出額	360. 400. 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	島土庫料(事務所用)		

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

ないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (枝番)を付すこと。)

400 x 0.9 = 360.
 政務活動に使用可割引合計
 9/102 ありあり

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 380

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年2月8日	支出額	1,320 × 0.85 1,122 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	マット代金 (事務所)
----	-------------

領収書等貼付欄

無所属県民会議

DUSKIN 納品・領収書 No. 188771

ダスキン愛の店フランチャイズ店
ダスキン 武州
 〒349-0217 白岡市小久喜9
 TEL 0480-92-0285 FAX 0480-92-0646

無所属県民会議
白岡支部様

次回お届け予定日 3月8日 発行日 4年2月8日

商 品 名	納品数	単 価	金 額	回収数	今回残
マットG	1		1,320		

4-3828 印紙 5万円以上 貼付

お買上げ額 内消費税額 領収額 1,320 円

上記正に領収致しました。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 145

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年 2月 9日	支出額	¥42,350 × 0.8 33,880 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所入口窓ガラス用帯施工費 (埼玉県議会 無所属県民会議 朝霞事務所)		

領収書等貼付欄 無所属県民会議

④シブヤデザインファーム

領 収 証

No. _____

無所属県民会議
朝霞事務所 西朝霞様

2022年2月9日

★ ¥42,350 -
 但 事務所入口用帯施工費にて
 上記正に領収いたしました

内訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

シブヤデザインファーム

埼玉県朝霞市仲町2-8-1
 渋谷 武史

※ 領収書に記されていない事項(④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

埼玉県議会
無所属県民会議
朝霞事務所



整理番号 10

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1. 調査研究費 2. グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3. 広聴費 4. 要請・陳情等活動費 5. 広報費
	【経常的経費】
	6. 人件費 ⑦ 事務所費 8. 事務費
	9. 資料購入・作成費 10. 交通費

支出年月日 R4年2月15日	支出額 90,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載	

使 途 政務活動事務所 賃料 2月分

領収書等貼付欄

政務活動費 9割負担

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご利用明細 三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
040215	0669	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
4747		***
時刻	税込手数料	お取引金額
09.44	¥330*	¥100,000*
お取扱いできない場合	残高	***

ご案内	お振り込み先	*****

ご依頼人は オカムラ コリコ様		

政務活動事務所
賃料 2月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	S	238	
------	---	-----	--

鈴木正人事務所No. 238

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する項目の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和 4 年	支出額	4,950 円
	2 月 15 日		
			按分率 5,500 円 × 90%

使 途	7	産業廃棄物処理代(1月分)
	<small>※項目番号</small>	

領収書等貼付欄
⑤ 鈴木正人
 ③ 産業廃棄物処理代(1月分)
 支払先→ 大村商事株式会社
 「うち5500円充当」

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 04-02-15	送金	*5,885	ATM オムラジョウシ	[REDACTED]
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※ 按分した場合は、積算方法も余白に記入すること。

整理番号 S-239-1

政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	令和 4 年 2 月 15 日
支出額	67,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 75,000円×90%)
使 途	事務所賃借代(3 月分)
支出先	(株)コスモ

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人



頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅) TEL	
	(勤め先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 株式会社 コスモ	
所在地	新座市新座3-4-41	TEL 048(480)3500
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新事務手数料として家賃の1ヶ月分払うものとする

頭書(8) 特約事項

<p>事務所内外装・設備等、借主は貸主に対して、買取請求しないものとする。 明け渡し時には中には何もない状態で引き渡すものとする。 更新契約はいたしますが、建物老朽化に伴い生じる不具合は家主には修繕義務がなく、借家人が自ら修繕すべきものとする。 事務所としての使用に耐えられなくなった場合は、速やかに明け渡すこと。明け渡しに際にかかる費用は貸主は一切負担いたしません。</p>

S-239-4

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲・貸主 代理	氏名	株式会社コスモ	TEL	048 (480) 3500
	住所	新座市新座3-4-41		
乙・借主	氏名	鈴木正人	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名		TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅地建物取引業者	商号又は名称	株式会社コスモ	商号又は名称	
	代表者の氏名	菊地 崇	代表者の氏名	Ⓢ
	主たる事務所 所在地・TEL	新座市新座3-4-41 048-480-3500	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	埼玉県知事(3)第21803号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	2年 4月 1日	免許年月日	年 月 日
宅地建物取引主任者	氏名	[REDACTED]	氏名	Ⓢ
	登録番号	[REDACTED]	登録番号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社コスモ 新座市新座3-4-41 048-480-3500	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 S-240-1


政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 <u>4</u> 年 <u>2</u> 月 <u>15</u> 日
支 出 額	<p>9,900 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 11,000円×90%)</p>
使 途	契約駐車場代(<u>3</u> 月分)
支 出 先	(有)恵久土地

上記のとおり支出しました。

支出者名 鈴木 正 人 

駐 車 場 契 約 書

所在地 富士見市水谷東2-3248-1

名称 富士見市水谷東2-3248-1 前 駐 車 場

車両名

賃料 1ヶ月 金 10,000 円也 (別途消費税)

敷金 金 (無利息の約定)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は令和3年5月16日より令和4年5月15日まで1年とする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 日までに翌月分を乙は甲指定の口座に振込むこと、万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告もせずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第3条 車は契約の場合以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規制に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第7条 乙の車に場合で他車による事故発生或いは天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

第10条 乙の責任において取付けた看板等は本契約を解除するときは撤去し、無償にて明け渡すこと。

特約条項

振込先



上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上1通を所持する。

令和3年5月16日

貸主(甲) 住 所 埼玉県富士見市水谷東3-33-14
氏 名 有限会社 恵久土地
代表取締役 市川 功久



電 話

借主(乙) 住 所 埼玉県志木市中京岡1-1-2
氏 名 鈴木 正人
電 話 048-476-7525

仲 介 人

住 所 氏 名 電 話

取 引 主 任 者 氏 名 登録番号

整理番号 **260**

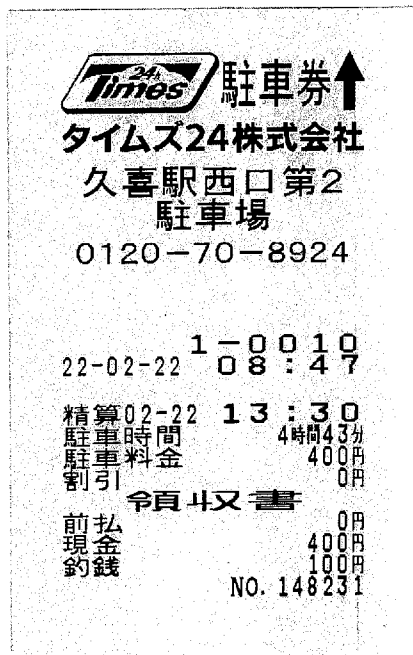
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月22日	支出額	360 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	寫字車料金(事務所用)
----	-------------

領収書等貼付欄



⑤ 無所属県民会議 久喜支部

付しないこと。
 一スが足りない場合は、別紙を使用すること。
 号(枝番)を付すこと。

$$400 \times 0.9 = 360$$

政務活動費に使用可能な割引/合計

9/10 21 21 21

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	203
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---------------------------------	--

支出年月日	2022年2月23日	支出額	100,899 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	3月分賃料		

領収書等貼付欄

- ③3月分事務所賃料+振込手数料110円
- ⑤並木まさとし県政事務所

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースが
 (別紙には整理番号(枝

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		
取扱店	お取引日	時刻
38043	04-02-23	11:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥112,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		生体認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

サイトマリツナ
 コウノス
 普通 1441166
 1)アオキハイツ様
 登録番号 0002

ご依頼人

ナミキ マサトツ様

電話番号 [REDACTED] 紙税申告納
 取扱番号 230001 しにつき浦和
税務書承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

112,110 × 0.9 = 108,999
 政務活動に使用する割合が9/10であるため

事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主



(以下「甲」という)と借主 並木 正年

(以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、本契約を締結し、また乙と連帯保証人 (以下「丙」という)は、同契約約款のとおり乙乙の債務ついて保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	青木ハイツ店舗			階	B
	所在地	(登記簿) 鴻巣市本町三丁目2355番地8				
		(住居表示) 鴻巣市本町三丁目2番19号				
	種類	店舗	家屋番号	2355番8		
	構造	鉄骨造 / 地下0階付 2階建				
面積	専有	49.68 m ² (約	15.02坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)	
	バルコニー	m ² (約	坪)			
物件の所有者	(住所)					
	(氏名)					
頭書(2) 賃貸借条件	使用目的	店舗 事務所				
	賃料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の1ヵ月分) (金額) 100,000 円
	管理費	月額	0 円(うち消費税	0 円)		(金額) 円
	共益費	月額	0 円(うち消費税	0 円)		
	駐車料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	礼金	
	付属施設料	月額	0 円(うち消費税	0 円)	権利金	
	水道料	月額	2,000 円(うち消費税	0 円)	更新料	新賃料の 0.5ヵ月分
	保険料	総額	17,000 円(うち消費税	円)		
	保証金		0 円		更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後			保証料	円
	保証金の償却	・建物明渡し時に %		・契約更新時毎に %		
		(総額) 円	(うち消費税) (円)	(総額) 円	(うち消費税) (円)	(償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)
	契約期間	令和3年05月18日 から 令和5年05月17日迄の2年0ヵ月0日間				
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 1ヵ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
	振込先					
	口座名義人					
	振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする) 112,000 円					
翌月分を毎月 末 日迄に甲指定口座へ振込 (振込手数料は乙の負担とする。)						

整理番号

36

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
---------------------------------	--

支出年月日	令和4年2月23日	支出額	149,468 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃・3月分 (事務所15000、駐車場10000、共益費3000、消費税増税分3000+75(振込料)×90%=149468)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議 深谷・美里・寄居支部

事務所家賃
 振込先 (株)横田ハウジング
 武蔵野銀行 深谷支店 フ0216946
 振込人名義 エハラクミコ

振込日	2022/02/23
振込依頼人名	エハラ クミコ
金融機関	武蔵野銀行
支店 / 出張所	深谷支店
預金種目	普通
口座番号	0216946
お受取人名	カ. ヨコタハウジング
振込金額	166,000 円
手数料	75 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書(更新)

平成31年4月15日

物件名称 Y's Precious I 101 号室

所在地 埼玉県深谷市西島5丁目8番17号

賃貸人 (甲) 株式会社横田ハウジング

賃借人 (乙) 江原 久美子

連帯保証人 (丙)

敷金 450,000 円 更新料 更新料:新賃料1ヶ月

新契約期間 平成31年4月16日から 令和4年4月15日迄

新家賃 150,000 円 共益費 3,000 円

駐車場 5,000 円 駐車場2台目 5,000 円

賃料支払日 毎月末日までに翌月分を下記口座に振り込みにて支払うこと

期間内解約 乙は甲に対して書面にて、1ヶ月前までに通知すること。

甲と乙及び丙は、平成28年4月16日より締結している上記物件の賃貸借契約について、更新の賃貸借契約を締結し、内容に変更のない事項については従来の契約内容を継承するものとし、その契約の証として、甲、乙及び丙は各一通を保持する。

特約事項

賃貸人(甲) 住 所 埼玉県深谷市上柴町西4-6-8

氏 名 株式会社横田ハウジング

賃借人(乙) 住 所 [Redacted] 連絡先TEL [Redacted]

氏 名 江原久美子

連帯保証人(丙) 住 所 [Redacted] 連絡先TEL [Redacted]

氏 名 [Redacted] 実印

※賃料振込先※ [Redacted] 口座番号NO [Redacted] 名義 [Redacted]

2019年9月吉日

物件名 Y's Precious I 101 契約者 江原 久美子 様

消費税率の変更に伴うお知らせ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年10月より施行される、消費税率の変更に伴うお知らせです。

・消費税率について10月から家賃の消費税率が10%になります。

(現家賃) 8%時の家賃

163,000円 (税込)

(変更後家賃) 10%時の家賃

166,000円 (税込)

・消費税率の変更時期

2019年11月分家賃(10月末にお支払い頂く家賃)から

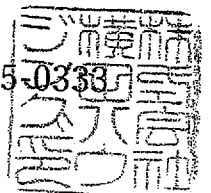
適用となります。

自動引き落としの手続きをされてる方は、金額の変更手続きもお願いいたしま

す。

ご不明点等ございましたら当社までご連絡をお願いいたします。

(株)横田ハウジング 048-575-0333



整理番号 258

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月4日	支出額	14,400 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	駐車場代(事務所内)		
領収書等貼付欄			

領収証 無所属県民会議 久喜支部 埼玉県議会議員 石川忠義様 No. _____

金額									
		4	7	1	6	0	0	0	0

但 R4. 3月分 駐車代(2台)
R4年 2月 24日 上記正に領収いたしました

内訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額(%)	

収入印紙

TEL [Redacted]

16,000 × 0.9 = 14,400
政務活動費に使用可能な割合が 9/10 であるため。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号	247
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日	4年 2月 24日	支出額	27,000円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	家賃 (3月分)
-----	----------

領収書等貼付欄

- ①令和4年2月24日
 - ③家賃 (3月分)
 - ⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部
- 30,000 × 0.9 = 27,000

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。 RESONA

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56502	04-02-24	11:15	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥30,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		認 証	
(1万円) (6千円) (1千円)		印	
万	千	円	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

お依頼人 XXXXXXXXXX

サイタマケンキ カイムツヨソ クケンミソカイ様

電話番号 048-554-1377 印紙税申告納
 取扱番号 240001 付につき浦和
 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 → 税務署承認済

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新>

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居室	新築年月	年月不詳
面 積	約117㎡(登記面積 ㎡)			
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年 6月24日 から 令和5年 6月23日まで (2 年間)
目的物件の引渡し時期 令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	248
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	4年 2月 24日	支出額	9,000 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (3月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

①令和4年2月24日

③駐車場代

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

10,000 × 0.9 = 9,000 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号	
0017			****00000
取扱店	お取引日	時刻	
56502	04-02-24	11:14	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥10,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			印紙税 認 証
円 円 円			円

お振込明細またはご案内

お受取人

3711カキヌマタカリ様

ご依頼人

電話番号 048-554-1377

取扱番号 240001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書 (1) 駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書 (2) 使用目的

来客用駐車場

頭書 (3) 契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書 (4) 賃料

10,000円/2台 (支払い方法: 振込)

頭書 (5) 更新に関する事項

自動更新

[REDACTED]
[REDACTED]
貸主 署名 [REDACTED]

借主 署名

柿沼貴志

整理番号	249
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	4年 2月 24日	支出額	4,500 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途	駐車場代 (3月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

①令和4年2月24日

③駐車場代

⑤埼玉県議会無所属県民会議行田支部

5,000 × 0.9 = 4,500 (政務活動に使用する割合が0.9であるため)

249 キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****000000
取扱店	お取引日	時刻
56502	04-02-24	11:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥5,000	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
万 千 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人 登録番号 0001

ご依頼人 サイタマケツキ カイムツヨソ クケツソカイ様

電話番号 048-554-1377
取扱番号 240001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。) と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。) は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2	
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所 XXXXXXXXXX

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台	
敷金	金 XXXXXXXXXX 円	
支払期限: 契約時一括支払い		
支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名 XXXXXXXXXX
	2. 振込	預金: XXXXXXXXXX 口座番号: XXXXXXXXXX 口座名義人: XXXXXXXXXX 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: XXXXXXXXXX

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	XXXXXXXXXX
	住所	XXXXXXXXXX

管理業者	商号又は名称	XXXXXXXXXX
	所在地・TEL	XXXXXXXXXX
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 XXXXXXXXXX 号	
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: XXXXXXXXXX ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	XXXXXXXXXX (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 XXXXXXXXXX) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件」
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条
2 甲及

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL 048-555-6083
	住所 埼玉県行田市栄町16-44	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

一 土
二 土
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

てはな
2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

(乙の
第6条

(契約
第7条

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害が

宅地建物 取引業者	商号(名称) ㈱TLC 行田中央店	代表者 北川直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32	048-553-3030
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主 任 者	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店(株)TLC

※印は実印

整理番号 391

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	4年2月25日	支出額	$5000 + 330 = 5,330 \times 0.9$ 4,797 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	政務活動用車両駐車場代金 (宮付支那)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79102	04-02-25	14:02	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥200	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			
万円		千円	円

※ 領収書は重
※ 領収書を貼
(別紙には)

政務活動用車両駐車場
代金(宮付支那)

振込金受取書 電信

お受取人 [Redacted]

ご依頼人 ムソソクケソミンカイキ オカク オ様

電話番号 0480-935671
取扱番号 250001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という。)と賃借人 岡重夫 (以下、「乙」という。)は、以下のとおり駐車場賃貸借契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 甲は、甲が所有する駐車場の指定する区画 (以下、「本件駐車場」という。)を、乙所有の自動車の駐車場として本契約書に記載の条件にて乙に賃貸する。

(1)駐車場の表示 所在地:南埼玉郡宮代町宮代2丁目100-1 (月極駐車場No.2)
区画番号: [REDACTED] 番

(2)乙所有の自動車 車種: スズキ スクーター トヨタ アルファード トヨタ 70リヴス
登録番号: [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

(賃料)

第2条 賃料は、1台当たり月額5,000円 (消費税含む)とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。また、振り込み手数料については乙の負担とする。

【振込先口座】 [REDACTED] 普通預金 No. [REDACTED]

【口座名義人】 [REDACTED]

2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割り計算した額とする。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和 4年 2月 / 日から1年間とする。ただし、期間満了の際、甲乙の間に異議がない場合は、自動的に1年間契約を更新し、以後も同様とする。

(禁止事項)

第4条 乙は、本件駐車場を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(通知義務)

第5条 乙は、第1条に記載した自動車を変更するときは、甲に書面等により通知しなければならない。

(賠償責任)

第6条 乙又は乙の関係人の故意または過失により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動

車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第7条 駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、破損、人身事故。火災・天災等による事故被害に対しては、甲は一切責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めると当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- (2) 第4条に規定する禁止事項に違反したとき

(解約)

第9条 甲および乙は、契約期間中において、相手方に対し2か月前までに解約の通知をし、本契約を解約することができる。ただし、乙は、解約の通知に代えて2か月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(定めのない事項)

第10条 全各条に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 / 月 27 日

住所	[Redacted]
賃貸人(甲)	
氏名	[Redacted]
連絡先	[Redacted]
住所	南埼玉郡宮代町宮代3-5-17-102
賃借人(乙)	
氏名	岡 重 夫
	担当
連絡先	[Redacted]

整理番号 392

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年2月25日	支出額	880 × 0.85 748 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	浄化槽管理費 (白岡支部)
-----	---------------

領収書等貼付欄	無所属県民会議
---------	---------

領収証

無所属県民会議 白岡支部 様 No. _____

金額	¥ 880
----	-------

取 入 印 紙

内 訳 浄化槽管理費 17

現金 4年2月25日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費税額等(%)

TEL [REDACTED]

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号 156

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年 2月25日	支出額	¥88,660 × 0.8 70,928 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費 ・ 事務所賃借料 3月分 (¥88,000+¥660送料)		

領収書等貼付欄

無所属県民会議

③事務所賃借料.3月分

リテール口座「くらしの通帳」 店番 普通預金口座番号
 埼玉りそな銀行 XXXXXXXXXX

普通預金 (兼総合口座) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

普通預金(兼お借入明細)

年-月-日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
04-02-25	送金	*88,660		

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〔自動送金サービス・口座振替〕

自動送金サービス・
口座振替のご利用銀行名に○をつけてください。

- 〇 りそな銀行
- 〇 埼玉りそな銀行
- 〇 近畿大阪銀行

現在契約内容	ご送金人	引落口座 預金者名 ご依頼人名	支店 普通 預金 口座番号	様 様
	お受取人	入金口座 受取人名	普通 預金 口座番号	様
	送金期間等	送金日 25日 休日処理 前営業日 送金方法 電信	送金期間 01-06 ~ 06-05	
	送金額	通常月 70,000 円 増減月	円 月 円 月	

上記自動送金サービス・口座振替を、次によりお取り扱ってください。

○ 平成 / 年 月 日

お名前 齋藤 清
048 299 5680

いずれかに○を添ってください

変更 0109 分から変更します
年 月

解約 年 月 分送金後、解約します
※最終の送金年月をご記入下さい。
【例】20年1月送金分から中止する場合は、19年12月とご記入下さい。

変更項目のみ記入してください

変更する項目に○をつけ、変更項目のみご記入ください

1	ご依頼人名 (カナ記入)	[Grid for name input]										
2	入金口座	銀行 普通 預金	支店	[Grid for account number]								
3	送金日	毎月 [] 日	休日処理	[Grid for date]								
4	送金増減額 ※	通常月	¥88000 円									
		月	[Grid]									
		月	[Grid]									
		月	[Grid]									

※通常月・増減月いずれか一方の変更であっても、両方ご記入ください。

以上

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日	終日		

- 三井住友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行(※1)のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
現金	お取り扱い現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱いカード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。
通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。
・当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状態によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
個人のお振込 手数料	マイゲート (インターネットバンキング)	無料		220円
	コミュニケーション ダイヤル (デリバノバンキング)	無料		220円
法人のお振込 手数料	自動 書留 オペレーター	無料		440円
	カード(※1)	個人 無料 法人・個人 事業主(※4) 110円	110円 220円	440円 440円
現金	すべてのお客さま	330円	330円	660円
取回(※2)			550円	880円
自動入金サービス		220円	330円	660円
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EB・MT/FD		無料	330円	660円
振込・送金組戻手数料			880円(※3)	

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお振込みいたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお振込みいたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお振込みいたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。
上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別にお振込みに応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業主のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 埼玉りそな銀行

RESONA

2019年10月1日現在

貸室賃貸借契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という) と借主 醍醐 清 (以下「乙」という) とは、次の条項に基づき貸室賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、甲の所有する埼玉県朝霞市本町二丁目1番1号 野口ビル101号室66㎡(約20坪)を乙の事務所として、次条以下に定める条件により乙に賃貸し、乙はこれを借り受ける。

第2条 この賃貸借契約の期間は、令和元年10月1日から令和4年4月30日までの3年7ヶ月間とする。(消費税改正時期にあわせ、これまで据え置いてきた家賃を見直し改正するもの)

第3条 本物件の賃料は、88,000円也(消費税を含む)と定め、毎月末に翌月分を支払うものとする。

第4条 契約期間中といえども甲の都合より本物件の明け渡しを求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

第5条 乙は、自らの費用と負担にて設置したものについては、明け渡しの際自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙が甲の承認を得ないで次の行為をした場合、甲は本契約を解除することができる。契約が解除となった場合、乙は意義なく明け渡すこととする。

1. 本物件を第1条に定める目的以外に使用した場合。
2. 本物件を他に転貸し、もしくは第三者に占有させた場合。
3. 危険・不潔・騒音等管理上有害又は近隣の迷惑となる行為をした場合。

以上前三項に違背したときは、甲は乙に何らの通知・催告を要さないで本契約を解除できる。

第7条 本契約に定めない事項及び双方に疑義が生じた場合、甲・乙誠意をもって協議し円満に解決するものとする。

本日、契約の証として契約書2通を作成し、各1通を所持する。

令和元年9月1日

貸主(甲)

住所 野口ビル XXXXXXXXXX
朝霞市本町2-1-1

氏名 _____

借主(乙)

住所 朝霞市田島2-15-91
氏名 醍醐 清 XXXXXXXXXX

整理番号 157

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	令和4年 2月25日	支出額	¥33,220 × 0.8 26,576 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所費・駐車場賃借料 3月分 (¥33,000+¥220送料)		

領収書等貼付欄 無所属県民会議 ③駐車場賃借料.3月分

リテール口座「くらしの通帳」
 普通預金 (兼総合口座)

埼玉りそな銀行 XXXXXXXXXX 様
 西尾 麗月 清

店番 普通預金口座番号

普通預金 (兼お借入明細) 13

年 月 日	摘 要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>(「-」の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
04-02-25	送金	*33,220	キャッシュカード	

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

自動送金サービス・口座振替依頼書

自動送金サービス・口座振替のご利用銀行名に○を付けてください。

- 三井住友銀行
 埼玉りそな銀行
 関西みらい銀行

申込日 3 年 11 月 2 日

ご依頼人控

下記の通り、ご利用銀行の指定口座から口座振替により金額を払出し、受取人に送金することを裏面事項を確認の上、依頼いたします。

1. ご依頼人（お金を送る方）

お名前 <small>(引落口座のお名前)</small>	西是 酬 清 048-456-226 支(048)299-5680	
お引落口座	科目 <input checked="" type="checkbox"/> 1.普通 2.当座 ()	支店

2. お金を受け取る方

お受取人名	フリガナ	かつみかいほつからしがい
ご入金口座	科目	1.普通 2.当座 <input checked="" type="checkbox"/> ()
	口座番号	4510191

引落口座のお名前と異なる名義で送金する場合

フリガナ

	月	千	円
①			
②			
③			
④			

3. 送金金額

百万 千 円

733000

月により金額が変わる場合、右に記入してください

*送金の都度、当社所定の自動送金サービス振込手数料をいただきます。

4. 送金期間

月末送金の場合は、送金日に「31」とご記入ください

開始年月	終了年月	毎月の送金日	送金日 休日の場合
和暦 年 月 日 3 / 1 /	和暦 年 月 日 6 / 5 / 25	日	1. 前営業日 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 翌営業日 <input type="checkbox"/>

5. 通信種目

1. 電信（お引落日に先方に入金されます）

〔ご注意〕

- 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
- 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。

3.11.-2

埼玉りそな銀行
朝霞支店

ATMご利用手数料

(1件あたり)

埼玉りそな銀行のATMで以下の銀行のキャッシュカード等をご利用の場合

ご利用時間		りそなグループ 関西みらい銀行 みなと銀行	その他の 提携金融機関
平日	8:45~18:00	無料	110円
	上記以外の時間帯	110円	220円*
土曜・日曜・祝日		無料	220円*

- 三友銀行、みずほ銀行、横浜銀行、イオン銀行のカードをご利用の場合は、各行所定の手数料が必要となります。
- 提携金融機関によりご利用可能なお取引、時間、ご利用限度額が異なります。詳しくは各お取引金融機関へお問い合わせください。
- ※ゆうちょ銀行カードをご利用のお客さまの、土曜日9:00~14:00のご利用手数料は、110円となります。

埼玉りそな銀行・りそな銀行・関西みらい銀行のカード・通帳をご利用のお客さま

ATMご利用時間

お取引内容		ご利用時間
普通預金 貯蓄預金 当座預金	お預入れ(※2)、お引出し、お振替え、残高照会、通帳記帳、カードによるお振込み(※3)・税金各種料金払込	ご利用のATM営業時間内
定期預金	お預入れ、お振替え	平日 8:00~19:00
	通帳記帳	平日・土日祝 8:00~19:00
硬貨によるお取引扱い	現金によるお振込み(※3)・税金各種料金払込	平日 8:45~18:00

- ご利用時間は最長の時間を記載しております。
- 店舗により営業時間やご利用可能なお取引が異なります。
- ※1 旧関西アーバン銀行の店舗で発行されたカード、通帳のお取り扱いカード：2019年10月14日まではお引出し(紙幣のみ)、残高照会、お振込みが可能です。通帳：2019年10月14日以前に発行された通帳はご利用いただけません。
- ※2 平日19:00以降および土・日・祝日はお預入れがあっても公共料金、融資ご返済等の口座振替に充当されません。当座預金の手形・小切手は平日15:00時点の残高でお支払します。
- ※3 お振込みにはお振込手数料が必要となります。お振込資金はATMご利用日にお預かりいたします。ただし、お受取人様の金融機関・口座状況によっては、即時入金できない場合があります。

お問合せは、お近くの「埼玉りそな銀行」の窓口へ

<https://www.saitamaresona.co.jp/>

手数料のご案内(消費税等込み)

振込手数料

(1件あたり)

		当社同一支店あて	当社本支店あて	他行あて
個人のお振込 金庫 ATM	マイゲート (インターネットバンキング)	無料	無料	220円
	コミュニケーション ダイヤル (テレフォンバンキング)	無料	無料	220円
法人・個人 事業者向け ATM	個人	無料	110円	440円
	法人・個人 事業者向け(※4)	110円	220円	440円
	現金 すべての お客さま	330円	330円	660円
戻金(※2)		550円		880円
自動入金サービス		220円	330円	660円
法人・個人事業者向け ビジネスダイレクト EIBMT/FD		無料	330円	660円
振込・送金組戻手数料		880円(※3)		

- りそなグループ各社(りそな銀行、関西みらい銀行)あての全てのお振込み、および、みなと銀行あてのマイゲート・コミュニケーションダイヤル、ATMによるお振込みは本支店扱いとなります。
- 店舗番号が異なる支店と出張所の間のお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。
- ※1 ご使用カードのお取引店と利用するATMの管理支店が異なるお振込みは、本支店あてとしてお取扱いたします。ただし、振込先口座がATM管理支店と同一の場合は当社同一支店あてとしてお取扱いたします。ATMの管理支店はATMの出入口等に表示しております。(振込手数料以外に当社ATM利用手数料がかかります。)
- ※2 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を窓口でご提示いただいた場合は、ATM現金扱いの手数料とさせていただきます。上記に加え、りそなグループのご本人名義のカードをご提示いただいた場合は、ATMカード扱いの手数料とさせていただきます。
- ※3 再振込の場合は、振込・送金組戻手数料とは別に振込に応じた振込手数料が必要となります。
- ※4 個人事業者のお客さまは「屋号付口座」で事業性決済取引をしている方が対象となります。

 **埼玉りそな銀行**
RESONA

2019年10月1日現在

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各老通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル1F		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8)第 13750 号
 宅地建物取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

更新契約書

賃貸人 有限会社土屋商事 (以下「甲」という) 及び賃借人 醍醐 清
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	土屋第三駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1878-1		
契約期間	2022年2月1日 から 2024年1月31日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	来客用			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2021年12月24日

賃貸人	住所	埼玉県朝霞市溝沼5-2-6		
	氏名	有限会社土屋商事		
賃借人	住所	朝霞市田島2-15-91		
	氏名	醍醐 清 印		
	TEL	048-456-0226	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	勤務先TEL	048-299-5680		
緊急時連絡先	住所	朝霞市本町2-1-1 野口ビル		
	氏名	醍醐 清	借主との関係	
	自宅TEL	048-299-5680	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先	醍醐清事務所		
	勤務先住所	同上		
	勤務先TEL	048-299-5680		

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 宅地建物取引士
 登録番号 [REDACTED]

整理番号 147

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	令和4年2月28日	支出額	85,318 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所賃料 (令和4年2月分)
-----	-----------------

領収書等貼付欄

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

支払先 (株)谷澤総合コンサルタント
 口座名義 八子朋弘
 94,798 × 0.9 = 85,318

政務活動に使用する割合が 90 %であるため

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

普通預金(兼お借入明細)

摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高 <small>([-]の表示がある場合は、お借入残高を表わします。)</small> (円)
[Redacted]			
[Redacted]			
04-02-28 振替	*94,798	RKS(コンビニ)	*1,526,673
[Redacted]			

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。


名義人 八子朋弘

整理番号 397


政務活動費支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	4年 2月28日
支出額	57,800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 $68,000 \times 0.85$)
使途	事務所家賃
支出先	

上記のとおり支出しました。

支出者名 岡南夫  印

第4回更新 店舗賃貸借契約書

所在地	埼玉県白岡市小久喜 1203-1	
店舗物件の 表示	木造亜鉛鋼板平屋建店舗	
	39.67㎡	
此賃借料	ヶ月	敷金
	68,000円也	136,000円也（無利息の約定）

貸主 XXXXXXXXXX を甲として、借主 無所属県民会議白岡支部 岡重夫 を乙とする。甲は上記所在の店舗を乙に上記賃貸料を以って賃貸したるにつき、下記条項を 双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は 2019年9月1日より2022年8月31日 迄向う3カ年とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うか、又は指定したる方法にて支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃貸物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様様替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復す。
- 第6条 乙は本件店舗に於て 政務調査 以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 下記の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して 乙に対して明渡しを求めることが出来る。
1. 乙が前2ヶ条（第5条・第6条）の各規定に違反した場合。
 2. 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 3. 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害賠償を しなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払いを怠った時は、 貸主は敷金をもってこの弁済に充当することができる。

19条 乙の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ清算し乙に返還すること。

110条 (特約条項)

- 家賃振込先： [Redacted] 宛
- 公共事業等により、万一立退き及び休業等の場合、その補償金を甲に請求しないこととする。
- 水洗トイレ、浄化槽管理費、街灯電気代等共通費用は賃料と別途支払うものとする。
- ガスは乙側の業者とする。
- 自動ドアが設置してあるが、壊れた場合は乙の費用負担とする。
- 更新時には、新家賃の1/2ヶ月分(消費税別途)を更新事務手数料として乙は支払うこととする。

以下余白

上記契約を証するため本契約書を2通作成し、各当事者署名捺印して各者通宛を所持する。

2019年7月17日

賃貸人(甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人(乙) 住所 白岡市小久喜1-203-1

氏名 無所属市民会議白岡支部 岡重夫 (印)

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ (印)

仲介人 住所 〒319-0217 埼玉県白岡市小久喜1195-1 有限会社 田口住宅 (印)

氏名 代表取締役 吉岡由隆 TEL0480-92-7788 FAX0480-93-1355

取引主任者 登録番号 [Redacted] (印)

整理番号 401

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 事務費
	9: 資料購入・作成費 交通費

支出年月日	4年2月28日	支出額	5,000 - 10.9 4,500 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途 政務活動用車両 駐車場代金

領収書等貼付欄

無所属県民会議

店番 □ 口座番号
[Redacted]

無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



[Redacted]
04-02-28 振替 *5,000 SMBC(カリエト)

政務活動用車両 駐車場代金
パーリー白岡金体管理組合

※ 領収書等には、①年月
うな記載)、④発行者、⑤
※ 按分した場合は、積算方

○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

乙は、第1条記載の場所に乙の来訪者以外の第三者の自動車を駐車せしめてはならない。
但し、万止むを得ないものとして甲の文書による承認を得た場合は、この限りでない。
前項但し書きの場合には、乙は事前に事由を付して甲に申し出るとともに、甲の承認を受けたときは、遅滞なく甲の指定する念書を差し入れる等、必要な手続きを行わなければならない。

第5条 乙は、乙の自動車を自己の責任と負担をもって管理するものとし、甲は、自動車の盗難、故障、破損及び部品、車内の物品等の盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故についてその責を負わない。

第6条 乙は、駐車場において万一事故が発生した場合は速やかに甲に通知し、その指示に従うものとする。

2. 乙は、上記の自動車の車種等を変更する場合、事前に変更届けを提出し、甲の承諾を得なければならない。

第7条 甲は乙の請求により「自動車の保管場所の確保等に関する法律」第4条第1項の規定にもとづく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。

第8条 甲は、駐車場の補修その他については、自然の損耗等、甲が修繕の必要を認めたものに限り行う。

第9条 甲は、駐車場の修理、保全並びに防犯、防災等に関し、または、維持管理、その他規約に定める甲の業務を行うため必要あるときは、乙の駐車を中止し、または乙の自動車の移動等必要な措置を請求することができる。

2. 前項の場合、乙は速やかに甲の措置に協力しなければならない。

第10条 規約第14条2項の定めその他、乙が次の各号の一つに該当したときは、全体管理組合は、何らの通知催告を要せず、駐車契約を解除することができる。

- (1) 規約14条4項及び第32条に定める駐車場使用料の支払いを3ヵ月以上怠ったとき
- (2) 駐車場使用細則第1条2項に定める届出を行わないとき
- (3) 駐車場使用細則第4条に定める使用方法に違反したとき
- (4) 当該駐車場の管理に関する全体管理組合の指示、注意等に従わないとき
- (5) その他当該駐車場の他の駐車契約者に対して、著しい迷惑をかける等、全体管理組合において駐車契約者としてふさわしくないと判定されたとき
- (6) 駐車場使用料の支払いが4回以上遅延し、甲の催告にかかわらず支払期日を守らないとき
- (7) 本契約各条項もしくは規約、全体使用細則、駐車場使用細則に違反したとき
- (8) 規約第36条によりパークシティ白岡全体管理組合を脱退したとき

2. 前項の場合、乙は速やかに指定駐車位置及び駐車場使用細則第4条(9)のリモコンを全体管理組合に返還しなければならない。

3. 乙が前項により本契約を解除された後、なお明渡しに应ぜず、乙の自動車等が駐車場内にあるときは、甲は乙の費用をもって適宜の方法で搬出できるものとし、乙はなんら異議なきものとする。

4. 前項は、期間満了又は中途解約の場合も準用する。

第11条 乙またはその関係者(家族、代理人、運転手、使用人等を含む。)が故意又は過失によって駐車場およびその付帯設備に損害を与えたときは、乙は自己の責任においてこれを補償するものとする。ただし、これらの修復は乙の費用において甲が行う。

2. 前項の乙またはその関係者が駐車場で、故意または過失により第三者および他の自動車等に対して人的または物的損害を与えたときは、乙はその責任において直接その相手方に対して損害賠償するものとする。

第12条 本契約期間は、~~2020年12月31日~~月~~31~~日~~から~~2020年12月31日までとする。

2. 本契約期間中であって、~~2020年12月31日~~ヵ月前、乙はいつでも書面による予告をもって本契約を解約することができる。この解約の効力発生日は、甲からの申し出による時は2ヵ月経過した日とし、乙からの申し出による時は、申し出日の属する月の末日とする。

3. 前項による甲または乙から解約の予告がなかったときは、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

第13条 本契約ならびにパークシティ白岡全体管理規約および使用細則に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ決定する。

整理番号 402

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年2月28日	支出額	57,330 × 0.85 48,731 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 (字代支部)
----	--------------

領収書等貼付欄 無所属県民会議

店番 口座番号

無所属県民会議 白岡支部様

埼玉りそな銀行 普通預金通帳



普通預金 (兼お借入明細)

年-月-日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7	04-02-28 振替	*57,330	SMBC(ヤシ)セ-7	

※ 領収書等には、①年月日な記載)、④発行者、⑤按分した場合は、積算方

事務所家賃 (字代支部)

事業用賃貸借契約書(事務所)

365-0823

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 岡 重夫 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	第三タカノコーポ		102号室
	所在地	(住居表示) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代3丁目5番17号		
		(登記簿) 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代三丁目783番地1		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建		
	種 類	店舗・共同住宅	新築年月	昭和53年11月
	面 積	約36.02㎡ (約10.89坪)		
附 属 施 設	☒			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業用・事務所専用

頭書(3) 契約期間

令和4年1月11日 から 令和7年1月10日まで 3年間 (2022.1.11~2025.1.10)	
目的物件の引渡し時期	令和4年1月11日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額55,000円・税込 (月額50,000円 (別途消費税等相当額 5,000円))		
共 益 費	月額2,000円・税込 (月額1,819円 (別途消費税等相当額 181円))		
駐 車 場	☒		
礼 金	金55,000円		
敷 金	金165,000円 初回契約時預り・無利息		
付属施設料	☒		
火災保険	入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負う。		
保証会社	日本セーフティー(株) 連帯保証人無プラン 初回1年間 57,000円、2年目以降 更新保証料10,000円/年 (直接請求・支払)		
その他の条件	特約条項参照。		
貸与する鍵	鍵No・本数	別紙「鍵の預り証」参照。	
賃料等の支払時期	翌月分を毎月27日に口座引落。 (休業日の場合は翌営業日・引落手数料330(税込)は借主の負担とします)		
賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input checked="" type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	SMBCファイナンスサービス (日本セーフティー経由)

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 岡 重夫
	(自宅) TEL 0480-93-8956
	(勤務先) TEL 白岡事務所・0480-93-5671 (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]
管理業者	商号又は名称 株式会社イシモ建設
所在地	埼玉県春日部市浜川戸2-13-13 TEL 048-754-7111
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣(01)第00560号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 [REDACTED] (賃貸不動産経営管理士:登録番号 [REDACTED]) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	[REDACTED]
		住所	[REDACTED]
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	日本セーフティー(株)
	会社の提供する保証	主たる事務所の所在地	東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通省(1)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

- ・本契約更新時には、借主は貸主に対して更新料として新賃料の1ヶ月分を支払い、更新事務手数料として新賃料の1/2ヶ月分+消費税を貸主・借主双方は媒介業者へ支払うものとします。
- ・入居中は、借主の責任と負担において管理会社指定の保証会社に加入するものとします。
- ・入居中は借主の責任と負担において什器・借家人賠償付プランに加入する義務を負います。

頭書(9) 特約事項

- ・本物件は現況有姿で入居するものとします。ただし、現況の和式便所は、借主の希望があれば本物件引渡し後に貸主の負担で洋式便所に変更工事が可能です。退去時には借主の責任と負担において原状回復工事が必要となります。(現況:天井・壁はビニールクロス・床はコンクリート(多少のひび割れ等がありますが、修繕は致しません))また、物件内に設置されている照明器具等に関しては前入居者の残置物となりますので保証は出来ません。故障時等のメンテナンス費用及び修繕・撤去・新設工事費用等は借主の負担となります。
- ・本物件は、借主の事業(政治活動・県会議員)のための事務所として賃借するものであり、それ以外の用途で利用する事は禁止とします。万が一、入居中に利用形態や事業内容の変更等をする場合には、事前に貸主へ申し出て許可を得るものとし、賃料の1ヵ月分+消費税を用途変更使用料として支払うものとします。また、変更に伴い保証会社及び火災保険の内容変更費用が発生した場合にも、借主の負担で支払うものとします。
- ・借主は自己の政治活動等に利用する事を希望しており、貸主はその目的に沿うよう必要な許可取得等に協力するものとします。ただし、許可取得ができなかった場合や相続等により賃貸借契約が出来なくなっても貸主及び仲介会社はその責めを負いません。
- ・本契約後、改装工事により造作工事や配管・配線等(パーティション一部撤去費やコンセント増設工

事等)の変更をする場合には、事前に連絡及び工事計画書と図面を提出の上、貸主の承諾を得て借主の責任と負担において工事するものとします。また、退室時には原状回復義務を負います。

- ・業種によっては各店舗・事務所で防火管理者(有資格)の設置が必要となり、開店前までに消防署に使用開始届を提出しなければなりません。そのため消防検査等に合致した改装が必要となる事を借主は承諾の上、入居及び改装工事を行うものとします。また、入居中は借主の責任と負担において維持管理するものとし、消防検査・点検等の結果、維持管理及び必要な改善を求められた場合には借主の責任と負担において対応・改善するものとします。
- ・新たに本物件の外部に直接看板等を取付けることは禁止とします。ただし、貸主へ計画書を提出しその許可を得られた場合には設置可能ですが、貸主の想定外の設置場所や大きさにより別途費用が発生する可能性があります。
- ・本物件に入居後、近隣からの苦情等(営業時間・騒音等)には真摯に対応し、借主の責任と負担において改善に努め解決するものとします。
- ・本物件への借主及び借主の関係者等の居住は禁止します。借主及び借主の関係者等の寝泊まりが判明した場合には貸主は本契約を即時解約できるものとし、借主はその通知に従い速やかに原状回復工事をして明渡すものとします。
- ・本物件の利用に関して借主及び借主の関係者等が何らかの問題を起こした場合には、借主の負担と責任において改善に努めるものとします。万が一改善が見られない場合には、貸主からの通告後に賃料の値上げとなる場合があり、借主はその通告に従うものとします。また、その後の更新契約は出来ないものとします。
- ・借主からの退去通告は3ヶ月前通告となります。
- ・退室時は、通常クリーニング費用(基本42,000円・税別)は借主の負担とし、敷金より差引かせて頂きます。借主の責による汚損・破損等及び債務があった場合には、原状回復にかかる修理費用等及び債務を敷金より相殺とし、足りない場合には別途支払うものとします。また、貸主は返金すべき敷金があった場合には速やかに返金するものとします。
- ・宮代町は、事業用のゴミは家庭用ゴミの収集には出せませんので借主の責任と負担において適切に処分してください。
- ・電話・インターネット環境等の配管・配線工事及び地上デジタル放送や衛星放送の視聴に伴うアンテナの設置、幹線引込費用、月額の使用料等は、借主の負担となります。
- ・本物件周辺は近年の局地的な集中豪雨や異常気象等により、排水が許容範囲を超えた場合に付近との高低差による浸水等、何らかの被害が出る可能性があることを了承して借り受けるものとします。
- ・本物件は周辺環境により、騒音・振動・臭気等の発生、並びにその影響により建物に歪み等が発生する可能性があることを借主は了承して借り受けるものとします。
- ・対象不動産周辺は第三者所有地となっているため将来建築物が建設(又は増築・改築)され、その際周辺環境・景観・日照・眺望・風向・各種電波障害等に影響がでる場合があることや、逆に借主が改装する際に近隣に対して騒音・振動・臭気等の対策を講じなければならない可能性がある事を借主は了承するものとします。
- ・「法令に基づく制限」については、重要事項説明時点における内容であり、将来法令の改正等により、対象不動産の利用等に関する制限が付加または緩和されることがあることを借主は了承するものとします。
- ・契約条項第6条(B)は削除します。

以下余白。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3 年 12 月 23 日

貸主・甲	〒 [REDACTED]		
	氏名 [REDACTED]		
借主・乙	〒 349-0217 埼玉県白岡市小久喜625-1 パーティ白岡 B棟 206		
	氏名	岡 重夫	TEL 0480-93-5671 携帯 [REDACTED]
保証会社	㈱日本セーフティーの保証システムを利用する。		
緊急時の連絡先 (入居者以外の 身内の方)	〒 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	続柄 [REDACTED] TEL [REDACTED] 携帯: [REDACTED]

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事(1)第23649号	免許番号	埼玉県知事(6)第17198号
免許年月日	平成30年3月9日	免許年月日	平成30年1月31日
所在地	春日部市浜川戸2-13-13	所在地	埼玉県南埼玉郡宮代町本田2-6-1
商号	株式会社 イシモ建設	商号	有限会社 鈴木ホーム
代表者	石島 誠	代表者	鈴木 充
電話	048-754-7111	電話	0480-34-9699
宅地建物取引士		宅地建物取引士	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	[REDACTED]
氏名	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 14-1

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	4年2月28日	支出額	9,900 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	駐車場料 R4. 3月分		

領収書等貼付欄 **無所属県民会議東松山支部**

駐車場料 R4. 3月分 (事務所来客者用)

11,000円×90%=9,900円

政務活動に使用する割合が90%のため按分とする。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
40475	04-02-28	12:20	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥11,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			(認) 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
 サイトマリソナ
 ヒカマツヤマ
 普通 4502906
 カ) サファイアトウサン様
 登録番号 0003
 マツサカ ヨシヒロ様

電話番号 [REDACTED]
 取扱番号 280036

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

14-2

駐車場使用契約書 (第3回更新)

貸主 株式会社 東松山市前弓町一丁目5251-1 (以下「甲」という)と借主 松坂 喜浩 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場名称	東松山市前弓町一丁目5251-1
指定場所 No.	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和2年11月1日から令和4年10月31日までの2ヶ年間
目的物件の引渡し時期	令和 年 月 日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 10,000 円 (別途消費税相当額 1,000 円)
敷金	金 10,800 円

支払方法

金融機関: []
口座番号: []
口座名義人: []
TEL: []

※振込による手数料は借主の負担とする

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
----	------------------

管理業者	商号又は名称 株式会社三愛不動産
所在地	東松山市前弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

※貸主と土地の所有権が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	------------------

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名 [] 住所 [] 極度額 [] 円
-------	-------------------------------

頭書(7) 更新に関する事項

更新時、乙は事務手数料として更新料の1/2 (消費税別) を甲へ支払うものとする。

頭書(8) 特約事項

振込及び自動振替の手数料は乙の負担とする。

本契約の締結するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2 年 9 月 3 日
《代理人》

甲・貸主	氏名 [] 住所 [] TEL []
乙・借主 (法人の場合)	代表者名 [] 住所 [] TEL []
乙・借主 (個人の場合)	氏名 [] 住所 [] TEL 0493-34-3704
丙 連帯保証人	氏名 [] 住所 [] TEL []
宅地建物取引業者	商号(名称) 株式会社三愛不動産 代表者 代表取締役 水谷幸太郎 事務所所在地・TEL 東松山市前弓町一丁目11番4号 0493-22-8118 免許証番号 埼玉県知事 (6) 第 17553 号
宅地建物取引士	氏名 [] 登録番号 [] 業務に従事する事務所名 株式会社三愛不動産 事務所所在地 東松山市前弓町一丁目11番4号 TEL 0493-22-8118

※印は実印